

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震・津波防災対策

第1款 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号。以下「法」という。）」第5条第1項及び第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震・津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、防災に係る各機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章第2節処理すべき事務又は業務の大綱に準ずる。

第2款 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保ができるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達等について計画を作成しておく。
- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、日向市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2項 他機関に対する応援要請

1 応援協定に基づく応援要請

第4編第1章第1節応急活動体制の確立に準ずる。

2 自衛隊の派遣要請

第4編第1章第1節応急活動体制の確立に準ずる。

第3項 帰宅困難者への対応

- 1 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 市中心部等において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3款 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 津波からの防護

- 1 河川、海岸及び港湾の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。
- 2 河川、海岸及び港湾の管理者は、次の事項について別に定める。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る基本的事項は、第4編第1章第2節警戒時の情報の収集・連絡及び通信の確保のとおりとするほか、市は次の事項にも配慮する。

(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3項 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、第4編第1章第2節警戒時の情報の収集・連絡及び通信の確保のとおりとする。

第4項 避難対策等

1 避難対象地域

地震発生時において、津波による避難情報の対象となる地域は、次のとおりである。

区 域	世帯数	人口	町名・地区名（全部又は一部）
新町地区	541	1,067	北町、都町、上町、本町、中町、南町
富高地区	1,597	3,578	中原、高見橋通り、広見、本谷、東草場、西草場、春原、春原町1丁目・2丁目
塩見地区	737	2,153	中村、新財市、永田、権現原
財光寺地区	6,028	14,173	山下、長江団地、往還、切島山1区・2区、松原、比良、川路団地、山下町1丁目、往還町、沖町、比良町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
日知屋枝郷地区	3,534	7,843	鶴町1丁目・2丁目・3丁目、亀崎東、亀崎南、向江町1丁目・2丁目、庄手、梶木、大王町1丁目・2丁目、梶木町1丁目・2丁目、北町1丁目・2丁目・3丁目、亀崎1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、亀崎東1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
日知屋本郷地区	5,938	13,098	高砂町、原町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、永江町1丁目・2丁目・3丁目、公園通り、櫛の山団地、永江、江良町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、新生町1丁目・2丁目、浜町1丁目・2丁目・3丁目、伊勢ヶ浜、中堀町1丁目・2丁目・3丁目、平野町1丁目・2丁目、山手町、堀一方、平野、深溝、曾根町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、塩田、塩田団地、古田、幡浦
細島地区	589	1,384	八幡、庄手向、地蔵、吉野川、清正、八坂、伊勢
平岩地区	903	2,239	笹野東、笹野西、金ヶ浜、曙、秋留、美砂
幸脇地区	137	293	幸脇、飯谷
美々津地区	586	1,202	宮の下、高松、駅通り、石並、新町、立縫、余瀬
合 計	20,590	47,030	

※世帯数及び人口は、令和6年2月1日現在の地区別現住人口による

2 周知する事項

市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ充分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難情報の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

3 避難所開設のための準備

市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておくものとする。

4 避難所開設にかかる計画

市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

5 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

6 介護等を要する者への配慮

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難情報が発令されたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

7 外国人、観光客への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めることや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先すること等に留意する。

8 避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ① 収容施設への収容
 - ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ③ その他必要な措置
- (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ② 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③ その他必要な措置

9 津波避難に関する意識啓発

市は、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

10 地震防災に関する対策計画の作成

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けたことにより、市内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、対策計画を作成するものとする。

第5項 消防機関等の活動

1 市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間を考慮した避難ルールの確立

- 2 1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。
- 3 地震が発生した場合は、消防団等は次の措置をとる。
 - (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員配置
 - (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第6項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減するための措置を講じる。

2 電気

電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等に必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源を確保する。また、地震発生後、電波が輻射した場合の対策等の措置を講じる。

5 放送

放送事業者は、津波に対する避難が必要な居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。また、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等が津波から円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

第7項 交通

1 道路

道路管理者及び県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2 海上及び港湾

宮崎海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させる等、速やかに津波襲来のおそれがある旨を周知するものとする。

3 鉄道

鉄道管理者は、津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

また、乗客や駅構内に滞在する者の避難誘導計画等を定める。

第8項 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための避難等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、情報収集装置（無線・ラジオ等）の整備

(2) 個別事項

施設ごとに、具体的な避難に関する事項を別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第9項 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

第1款 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおり。

第1項 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

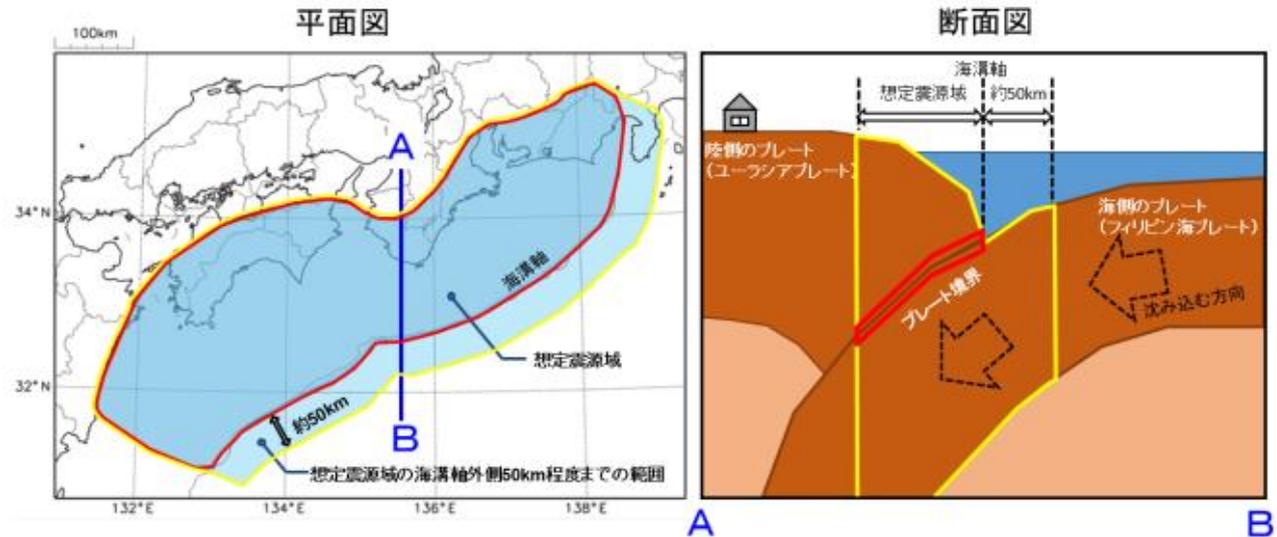
「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

第2項 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から 5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{*1}の地震^{*2}が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化^{*3}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{*3}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{*4}が発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震 警戒	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*5}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震 注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{*2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



想定震源域内(科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議、2013))のプレート境界部(図中赤枠部)と監視領域(想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度:図中黄枠部)

※1: モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※2: 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3: 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間等、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1: 平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2: レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3: レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※4: ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きい等発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※5：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

第2款 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における対応

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、市は災害警戒本部を設置し、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集・伝達を行う。

役割分担や連絡体制は、第4編第1章第1節応急活動体制の確立のとおりとする。

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における対応

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、市は災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。

役割分担や連絡体制は、第4編第1章第1節応急活動体制の確立のとおりとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間程度、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、下表の「高齢者等事前避難対象地域」（30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域）の高齢者等に対し、後発地震に備えて、指定避難所や知人宅等へ避難するよう「高齢者等避難」を発令する。

また、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除く）及び高齢者等事前避難対象地域外の住民等に対し、日ごろからの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

区 域	町名・地区名（全部又は一部）
財光寺地区	山下、長江団地、切島山1区・2区、往還
日知屋枝郷地区	梶木、亀崎東1丁目・4丁目・5丁目
日知屋本郷地区	公園通り、櫛の山団地、江良町3丁目・4丁目、新生町1丁目・2丁目、浜町1丁目・2丁目・3丁目、伊勢ヶ浜、中堀町1丁目・2丁目・3丁目、平野町1丁目・2丁目、山手町、堀一方、平野、深溝、曾根町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、塩田、塩田団地、古田、幡浦
細島地区	八幡、庄手向、地藏、吉野川、清正、八坂、伊勢
平岩地区	笹野東、笹野西、金ヶ浜、曙、秋留、美砂
幸脇地区	幸脇
美々津地区	宮の下、高松、駅通り、石並、新町、立縫

(2) 避難の期間

避難の期間は、後発地震に備えて1週間を基本とする。

(3) 避難収容施設

住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等へ避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市が次のとおり避難所等の確保を行う。

① 指定避難所

市が開設する指定避難所は、次の点に留意し選定する。

ア 耐震性があること

イ 非構造部材の落下防止対策がとられていること

ウ 土砂災害警戒区域外、土砂災害特別警戒区域外であること

エ 津波浸水想定区域外であること

② 指定緊急避難場所

津波浸水想定区域外の指定緊急避難場所のうち、学校を除く公共施設については、施設管理者と協議の上、車中泊等で利用できるよう開放する。

(4) 避難所の運営

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する避難所運営については、「日向市避難所運営マニュアル」に基づき、避難者が行うことを原則とする。

その他避難収容活動については、第4編第1章第3節避難収容活動を準用する。

5 関係機関のとりべき措置

(1) 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

① 津波警報等の情報収集、伝達

② 高齢者等事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 高齢者等事前避難対象地域及びその周辺の秩序の維持 【日向警察署】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、関係機関と緊密な連携のもとに、情報の収集、分析に努め、高齢者等事前避難対象地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、高齢者等事前避難対象地域等での犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進するものとする。

(3) ライフライン施設の対策 【ライフライン事業者】

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備するものとする。

また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

(4) 放送 【放送事業者】

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。

この場合において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

(5) 交通対策 【日向警察署、道路管理者】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、高齢者等事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するように周知するものとする。

(6) 海上及び港湾対策 【日向海上保安署、港湾管理者】

海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。

(7) 鉄道 【九州旅客鉄道株式会社（宮崎支社）】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、適切な初動体制のもとに、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

6 市が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市が管理する施設等の管理上、次のとおり必要な措置をとるものとする。

- ① 入場者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された旨の伝達
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報の伝達
- ③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ④ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ⑤ 消防用設備の点検と出火防止措置
- ⑥ 備蓄品等の点検
- ⑦ 非常用電源の点検、通信手段の確保と点検

なお、具体的な措置内容は施設ごとに定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、6（1）に掲げる措置をとるほか、次の措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 観光客等に対する措置

現地の地理に不安な観光客等に対して、支部が設置される庁舎等の管理者は、6（1）に掲げる措置をとるほか、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された旨の伝達と避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を広報するものとする。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における対応

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、市は災害警戒本部を設置し、情報の収集・伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。

役割分担や連絡体制は、第4編第1章第1節応急活動体制の確立のとおりとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、相談窓口を設置する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で異常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの時間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日ごろからの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市は、施設・設備等の点検等日ごろからの地震の備えを再確認するものとする。

第3節 南海トラフ地震における訓練及び整備計画

第1款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、概ね5カ年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

また、事業推進に当たっては、「地震防災緊急事業五箇年計画」等に基づき進めていくものとする。

第2款 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施する。
- 3 市は、都道府県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 職員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生状況、避難指示、各避難場所の避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第3款 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

なお、内容については、次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識

- (3) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (4) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、津波からの避難に関する意識の啓発等、地域住民等に対する防災教育を行うものとする。

なお、防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容については次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における津波浸水想定区域に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活と運営に関する知識
- (9) 平素から住民が実施する生活必需品の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）、家具の固定、出火防止等の知識
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童・生徒等に対する教育

市は、小学校等において地震や津波に関するわかりやすい情報を提供するとともに、地震や津波が発生した場合の実践的な教育を行う。

4 相談窓口の設置

市は、県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第4款 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

1 津波避難対策の推進に関する基本的な方針

市は、「津波から命を守る」を最優先として、津波からの避難困難地域にある住民を安全な場所に避難させるために必要な施設整備について、目標達成期間を定め、津波避難対策を推進していくものとする。

2 津波避難対策の目標及び達成期間

区域名	事業種別	目標	達成期間
日知屋地区	避難施設の整備事業	5か所	平成30年度
財光寺地区	避難施設の整備事業	7か所	令和2年度
	避難経路の整備事業	2路線	令和5年度
平岩地区	避難施設の整備事業	1か所	令和元年度
	避難経路の整備事業	1路線	平成27年度
美々津地区	避難経路の整備事業	1路線	平成28年度